平成31年労第122号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年10月29日付けで 再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による 休業補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、C会社へ派遣され、解体工として業務に 従事していた。
- 2 請求人は、平成30年1月29日、動悸や息切れ・不安感の症状が出たとしてD 医療機関に受診し、「恐怖症性不安障害(F40)」と診断された。請求人による と、平成28年4月頃からC会社から与えられた「暴力的作業空間」で言葉の暴力 を受けたという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、平成30年1月29日から同年3月31日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月5日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1)請求人の精神障害の病名と発病時期については、請求人の症状経過等からみて決定書に説示するとおり、平成30年1月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2)精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。 以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①Eが、休憩の合図を聞き取れなかったとき、業務指導の範囲を逸脱して、強い憎しみを込めて怒鳴り、また、自分の道具を紛失しないように運んでいたとき、業務指導の範囲を逸脱して怒鳴り、請求人の人格を否定し、同僚のFからも自分に対して凄んでくる態度をとられたと強く主張するほか、②平成29年8月28日から同年9月18日にわたって連続勤務を行った、③以前の勤務はおおむね日勤であったところ、同年12月に日勤と夜勤を繰り返し行ったという2つの出来事についても主張していることから、以下検討する。

ア ①の出来事について

B会社の元事業主のGは、要旨、「Fは仕事に対してストイックなところがあり、言い方がきついところはあるので性格的に合わない者はいると思う。実際、時期は覚えていないが請求人からFと合わないというような話があったので、それ以降は基本的にFと同じ現場には入れていないし、都合でどうしても一緒の現場にしなければならなかった時はお互い関わらせないようにした。」と述べている。また、職長のEは、要旨、「請求人が、私からの合図で『一服』と強い口調で言われたということだが、解体工事現場の音がうる

さくて普通に話すときの声量では聞こえにくいときには、請求人たちに聞こえるように大きな声で合図を出すことはあるが、請求人に悪意があって大声を出すことはない。請求人が先に自分の道具を片付けていたのを、『自分の道具の片付けは後にして、会社の道具を先に片付けて』というような注意をしたことはある。」と述べている。さらに、社員のHは、要旨「Fは言葉使いが悪い人ではなかったので、請求人に対して『バカ』など人格を否定するような発言はなかったと思う。Eが請求人に『バカ』などの人格を否定するような発言をしていたのは聞いていない。」と述べている。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表 1 「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表 1 」という。)の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみるのが相当であり、Eは請求人に対して大声での指導をしたものと認められるが、解体作業による騒音が大きいためであり、その指導内容は、業務指導の範囲内であり、強い指導や叱責は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、平成29年8月28日から同年9月18日にわたって連続勤務を行ったと主張しているが、請求人作成の行動記録表によると、同月12日は、道具を現場に取りに行ったと述べており、1日当たりの労働密度が特に低いことが認められる。

以上のことから、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当すると認められるが、その間、時間外労働も少ないことなどから、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

ウ ③の出来事について

請求人作成の行動記録表により、請求人の主張する期間において夜勤を行っていたことが確認できる。

以上のことから、③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事のペース、活動の変化があった」(平均的な心理的負荷の強度「I」)に該当すると認められるが、請求人の業務内容に変化があった事情も認められないことからその心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(4)以上にみたとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる 出来事が2つ、「中」となる出来事が1つあるものの、関連しない出来事である ことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であると判断する。

したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということ はできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月10日